

第10章 健康危機管理対策の推進

第1節 健康危機管理体制の整備

【対策のポイント】

- 健康危機発生時に迅速に対応できる体制の整備
- 健康危機が発生した場合、健康被害の拡大防止等の対策の速やかな実施

【数値目標】

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
新しい感染症や再流行への対応訓練実施回数	0回 (2022年度)	2回 (毎年度)	新型インフルエンザ対応訓練に加え、一種感染症に対応した訓練を実施	県感染症対策課

(1) 現状

- 健康危機管理とは、医薬品、食中毒、感染症、その他何らかの原因により生じる県民の生命・健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等に関する業務をいいます。
- 感染症においては、新型インフルエンザ、エボラ出血熱、中東呼吸器症候群（MERS）、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の新たな感染症（新興感染症）、デング熱や結核¹等の再び注目されている感染症（再興感染症）の流行が世界各地で発生し、大きな問題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、感染症病床だけでは対応できず、一般病床等に多くの感染症患者を受け入れるなど、医療体制に大きな影響を生じさせるとともに、人々の暮らし方や働き方、人流や物流に大きな影響をもたらしました。
- O-157による食中毒に加えて、残留農薬や遺伝子組換え食品など食品衛生を取り巻く環境も変化しています。
- 「その他何らかの原因」とは、地震や風水害等の自然災害、地下鉄サリン事件のような無差別大量殺傷型テロ、和歌山市の毒物混入事件のような犯罪など、不特定多数の人々の生命・健康を脅かす事態を県が対応すべき健康危機として想定しています。

(2) 課題

- 健康危機に対して迅速かつ適切な危機管理を行えるよう、当該健康危機の際に生じ得る県民への精神的な影響も考慮した上で、健康危機管理体制を構築する必要があります。
- 新興・再興感染症により重篤な患者が大量に発生した場合の医療体制の確保が課題です。
- 県民生活の安全・安心を確保するためには、県民の生命・健康を脅かす健康被害の発生を防止し、被害を拡大させない対応を迅速かつ的確に実施することが大切であり、地域において、保健所（健康福祉センター）、消防、警察などの行政機関や医療関係者等が緊密に連携し、最新の専門知識と技術によって対応することができる「健康危機管理」の体制構築が重要になってい

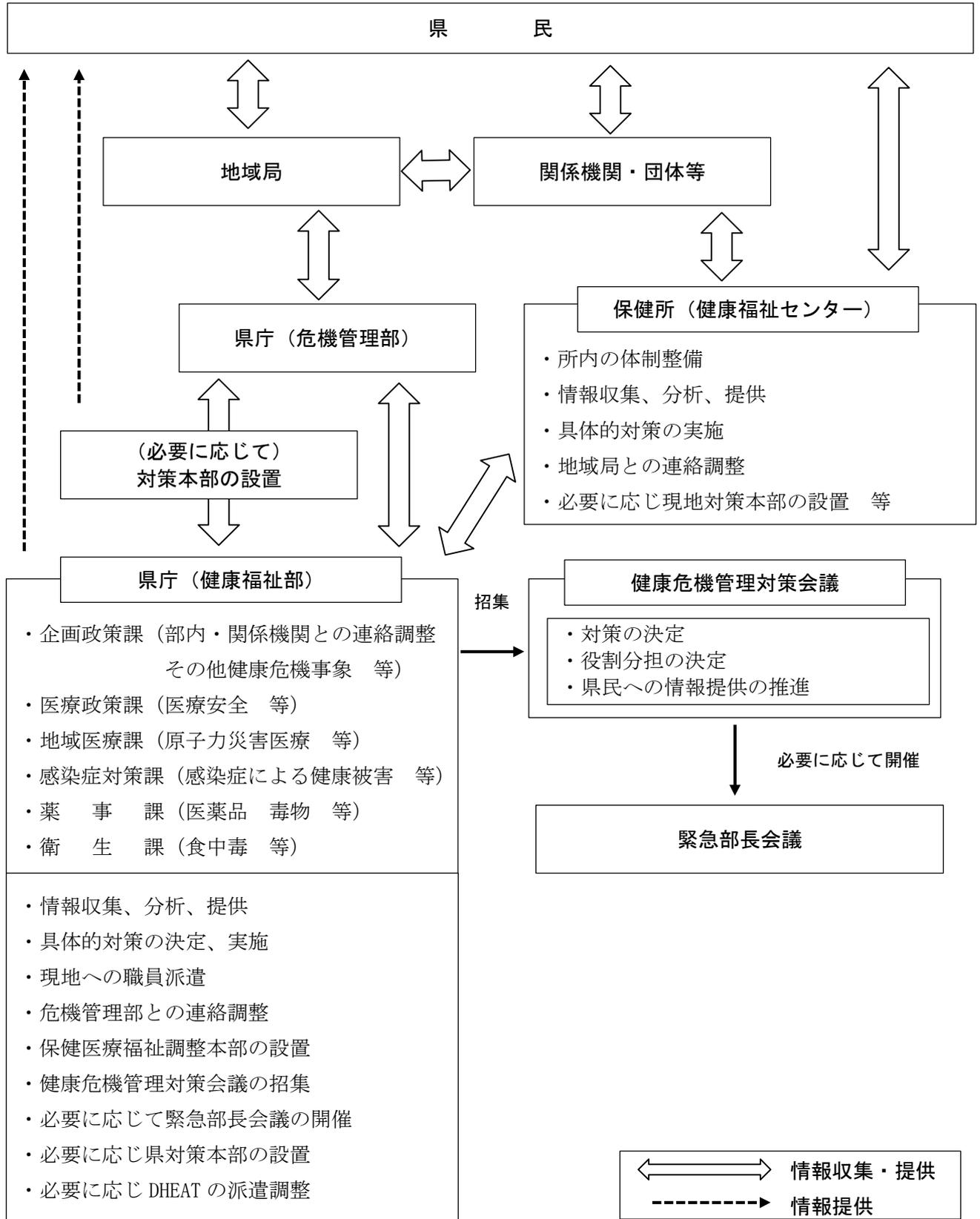
¹ 結核罹患率(人口10万対)：2022年の人口10万対の結核罹患率は、全国8.2、本県6.7である。

ます。

(3) 対策

- 県、保健所設置市、保健所の役割を明確にし、健康危機に備えた平時からの計画的な体制整備等に取り組みます。
- 県民の生命・健康を脅かす健康危機に迅速かつ的確に対応するために、「“ふじのくに”危機管理計画基本計画」に基づき、関係機関と緊密に連携し、健康危機の発生に備えるほか、発生時に迅速に対応できるように、体制の整備を行います。
- 地域においては、健康危機管理に係わる保健所（健康福祉センター）の体制を強化するほか、市町、消防、警察、医療機関等の連携を一層強化し、連絡体制や対応体制等の確認を行うなど、平常時から健康危機発生に備えた準備を行います。
- 健康危機管理に携わる関係者が迅速かつ的確に対応できるように、実践的な対応マニュアルの作成等を行い、研修や想定訓練を実施して、その資質の向上を図ります。
- 大規模災害に備え、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による応援派遣が可能となるよう、構成する者の養成、資質の維持及び向上を図るための研修・訓練を実施します。また、平時よりDHEATを受け入れる際に必要な機器及び機材等を準備するほか、受入体制を整備します。
- 健康危機が発生した場合は、健康危機管理対策会議（県健康福祉部所管）において決定した対策を関係機関と連携し、速やかに実施するほか、県民に対し適切な情報提供を行います。
なお、大規模な事案などの場合については、知事を本部長とする対策本部を設置し、対策本部員会議や対策会議において適切な対応をとることとしています。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症対策の司令塔となる「ふじのくに感染症管理センター」を開設し、「防疫先進県」を目指して感染症への対応力を強化に取り組みます。
- 同センターにおいて、感染症の発生、流行情報の収集・分析・公表を迅速に行うとともに、患者発生における迅速な防疫措置、感染源調査などにより感染症のまん延防止を図ります。
- 感染症の発生及びまん延時に備え、保健所設置市や感染症指定医療機関、医師会や病院協会などからなる「県感染症対策連携協議会」を設置し、平時から関係団体との連携協力を図ります。
- 平時から病床等の確保などを確実に推進するため、「静岡県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画」の改定をするとともに、当該計画に新たに盛り込む数値目標に係る医療措置協定を締結することにより、有事に対応可能な応援体制の構築を図ります。

図表 10-1-1 健康危機管理体制（健康危機発生時）



第2節 医薬品等安全対策の推進

1 医薬品等の品質確保と適正使用の推進

【対策のポイント】

- 医薬品等の品質確保のための監視指導
- 毒物劇物営業者等における毒物劇物の適正な取扱いの徹底

【数値目標】

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
薬事監視で発見した違反施設数	平均19施設 (2017～2020年度)	15施設 (2025年度)	医薬品等による健康被害を未然防止するため、現状値から毎年1施設減少	県薬事課「薬事年度報告」
収去検査	33検体 (2022年度)	34検体 (毎年度)	不良医薬品等の発生・流通防止の取組指標として現状値を維持	県薬事課「薬事年度報告」
医薬品類似食品の試買調査	6検体 (2022年度)	6検体 (毎年度)	健康被害防止の取組指標として現状値を維持	県薬事課「薬事年度報告」
医薬品の適正使用等に関する県民向け出前講座の開催数	87回 (2022年度)	87回 (2025年度)	健康被害防止の取組指標として現状値を維持	県薬事課「薬事年度報告」
毒物劇物監視で発見した違反施設数	平均5施設 (2018～2022年度)	5施設以下 (毎年度)	毒物劇物による危害未然防止の取組指標として現状値を維持	県薬事課「薬事年度報告」

(1) 現状

ア 薬事関係許認可

- 医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品（本節において「医薬品等」とする。）の品質、有効性及び安全性を確保するために、医薬品医療機器等法（旧薬事法）により、個々の製品を市販する場合は厚生労働大臣等による製造販売承認が、業として製造販売、製造、修理、販売（貸与）をする場合は都道府県知事等による許可等が必要です。
- 県内の薬事関係許可届出施設は、19,490施設（2022年度末）あります。
- 本県内で製造される医薬品等の生産金額（2021年）は、医薬品が全国第3位、医療機器が全国第1位であり、その合計金額において全国第2位です。また、本県の化粧品の生産金額（2022年）は、全国第4位です。

図表 10-2-1 薬事関係許可届出施設数 (2022 年度末)

区 分		施設数
製造販売・製造	医薬品等製造販売業	159
	医薬品等製造業、医療機器修理業	620
	薬局製造販売医薬品製造販売・製造業	202
販売・流通	薬局	1,913
	医薬品等販売業、医療機器貸与業	16,596

(注) 「医薬品等販売業」には配置従事者数を含む

図表 10-2-2 医薬品等生産金額 (単位：億円)

区分 順位	医薬品+医療機器 (2021)		医薬品*1 (2021)		医療機器*1 (2021)		化粧品*2 (2022)	
1	栃木県	10,871	埼玉県	8,465	静岡県	3,391	愛知県	2,290
2	静岡県	10,389	栃木県	8,127	栃木県	2,744	神奈川県	1,766
3	埼玉県	9,981	静岡県	6,998	福島県	2,521	埼玉県	1,637
4	山口県	6,981	山口県	6,933	茨城県	1,519	静岡県	1,176

*1 (出典：厚生労働省「薬事工業生産動態統計年報」)

*2 (出典：経済産業省「生産動態統計年報 化学工業統計編」)

イ 毒物劇物による危害防止対策

- 毒物劇物は、毒性又は劇性が強いことから、保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物取締法により、その製造、販売、業務上の取扱等について厳しく規制されています。
- 県内の毒物劇物関係の登録届出施設は、1,979 施設 (2022 年度末) あります。

図表 10-2-3 毒物劇物関係登録届出施設数 (2022 年度末)

区 分	製造業	輸入業	販売業	業務上取扱施設 (要届出施設)	計
施設数	97	25	1,763	94	1,979

(2) 課題

ア 医薬品等の品質確保と適正使用の推進

- 許可や届出事業者における違反が確認されていることから、事業者の法令遵守体制の強化が必要です。
- 全国では、医薬品製造での不正事案が相次いで明らかになり、医療現場への供給不足が生じるなど、医薬品への信頼が揺らいでいます。
- 不良医薬品等を排除し、高い品質の医薬品等の供給を通じて県民の健康の向上を図るため、監視指導を強化する必要があります。
- 販売・流通において不十分な医薬品等の管理を起因とした健康被害が発生しないように、管理徹底に努める必要があります。
- 医薬品的効能効果を標榜したり、医薬品成分を含有した医薬品類似食品により、県民が適正な医療を受ける機会を消失したり健康被害にあわないように、その発見に努める必要があります。
- 医薬品等の不適正使用による県民の健康被害を防止するため、医薬品等の正しい知識の普及、

啓発に努める必要があります。

イ 毒物劇物による危害防止対策

- 毒物劇物は、化学工業薬品、農薬、塗料など種々の分野において広く用いられ、現代社会にとって有用なものですが、不適正な取扱等により保健衛生上極めて重大な危害を及ぼすおそれがあります。
- 爆発物に使用される等、犯罪の手段として使用されることもあり、譲渡手続き等の厳密な管理が必要とされています。
- 県内には大量の毒物劇物の取扱施設や保管施設があり、万一の事故発生の際には、大惨事に繋がるおそれがあります。
- 毒物劇物に起因する中毒等の事故発生時には、被害の拡大防止のため速やかに適切な対応が図れるよう連絡体制を整備する必要があります。

(3) 対策

ア 医薬品等の品質確保と適正使用の推進

- 県内の許可・届出事業者に対する監視指導や各種講習会を通じて、事業者の法令遵守体制の強化を求めます。
- また、製薬企業に対して抜き打ち検査を実施するなど監視指導を強化し、医薬品の信頼確保に努めます。
- 薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導により、流通及び販売段階における医薬品等の品質を確保するほか、消費者への医薬品等の情報提供の徹底を図ります。
- 県知事承認医薬品、県内製造医薬品等の収去検査を計画的に実施し、不良医薬品等の発生、流通を防止します。
- 医薬品類似食品の試買調査、広告監視等により、無承認・無許可医薬品等の流通、販売を防止します。
- 薬と健康の週間（毎年10月17日から23日の一週間）を中心に、関係団体と協力して県民への医薬品の適正使用等の普及啓発を図ります。
- 高齢者が必要とする医薬品の情報提供や服薬に関する相談に対応するため、関係団体による出前講座やかかりつけ薬剤師・薬局の充実を支援し、医薬品等の適正使用の推進を図ります。

イ 毒物劇物による危害防止対策

- 毒物劇物営業者、業務上取扱者へ立入検査を実施し、毒物劇物の保管取扱上の基準、譲渡手続き等の指導の徹底を図るほか、講習会を開催し危害及び犯罪防止の徹底を図ります。
- 一定量以上の多量の毒物劇物の製造、保管又は取扱事業場に対しては、定期的に立入検査を実施し、適正な取扱いや管理について指導するほか、地震等災害時における応急計画の策定（見直し）についても指導します。
- 事故等が発生した場合は、「静岡県毒物劇物等対策マニュアル」及び「化学物質漏洩事故対応マニュアル」に沿って速やかに対応します。

2 麻薬・覚醒剤・大麻等に対する薬物乱用防止対策

【対策のポイント】

- 薬物乱用対策推進方針に基づき、青少年に重点を置いた大麻や危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策を実施
- 麻薬等取扱施設に対する立入検査の計画的な実施による適正管理の徹底

【数値目標】

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
薬物乱用防止に関する講習会未開催校数	0校 (2022年度)	0校 (2025年度)	全ての学校等で薬学講座等を開催	県薬事課調査
知事指定監視店舗数	0店 (2022年度)	0店 (毎年度)	危険ドラッグによる健康被害を未然防止するため、最終目標である現目標値を継続	県薬事課「薬事年度報告」
麻薬等監視で発見した違反施設数	12施設 (2022年度)	10施設以下 (毎年度)	麻薬及び向精神薬の乱用による危害を未然防止するため、現目標値を継続	県薬事課「薬事年度報告」

(1) 現状

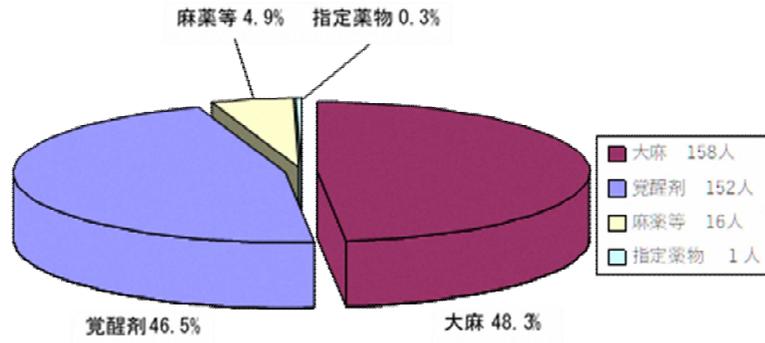
ア 県内の薬物乱用の状況

- 近年の大麻事犯は大幅な増加傾向にあり、2022年における県内の検挙者数は、158人と初めて覚醒剤事犯の検挙者数を上回りました。
- 2022年の覚醒剤事犯の検挙者数は152人と減少傾向にあるものの、再犯者は検挙者全体の約7割と高く、大量押収の事例が散見されます。
- 危険ドラッグが原因と思われる意識障害等で救急搬送された人数は、2017年から0人を維持しており、検挙者数も平成28年以降は10人以下となっています。

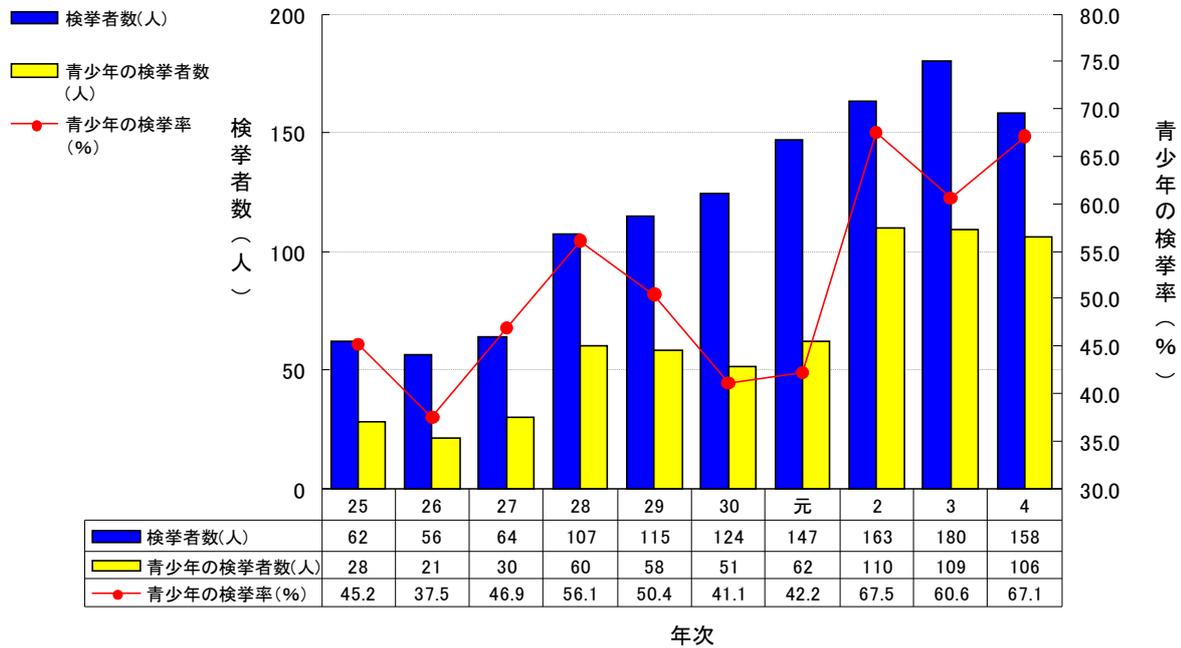
イ 麻薬等取扱施設に対する立入指導

- 麻薬、向精神薬等取扱施設における適正使用、適正管理を図るため、2022年度は全施設数の24.5%にあたる4,344施設に立入検査を実施しました。

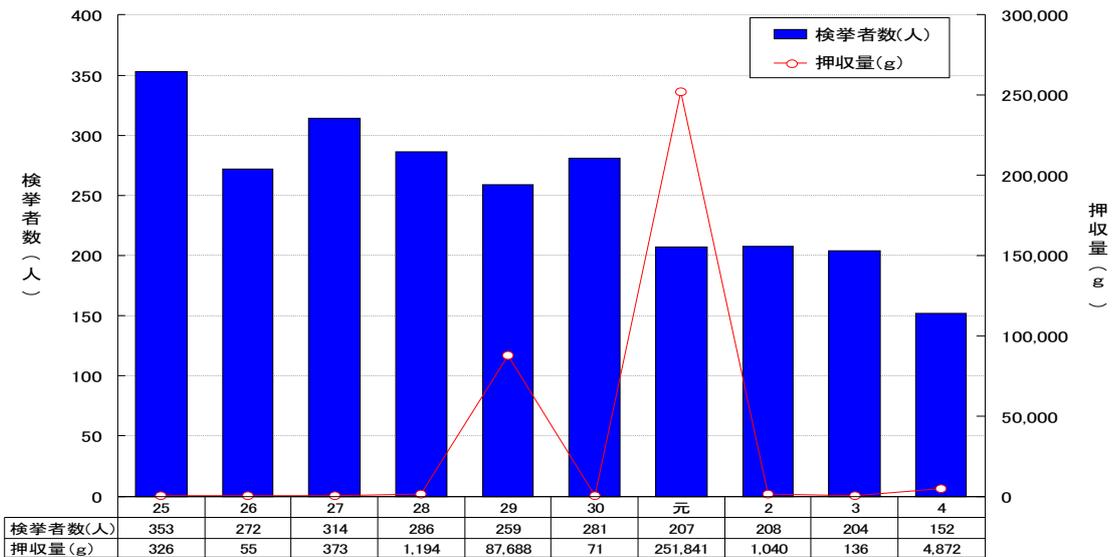
図表 10-2-4 2022 年の薬物事犯別検挙者の割合（静岡県）



図表 10-2-5 大麻事犯による検挙者数（静岡県）



図表 10-2-6 覚醒剤事犯の推移（静岡県）



(静岡県警察本部の資料を基に作成)

(2) 課題

ア 若者における意識、社会環境の変化

- 若者の規範意識の低下や薬物に対する抵抗感、警戒感の希薄化が進んでいます。
- インターネットやSNSの普及など、若者が大麻等の薬物を入手しやすい環境が形成されています。

イ 青少年層への大麻の乱用の拡大

- 2022年における大麻事犯の検挙者は、10代、20代の青少年が全体の6割を超えており、青少年の大麻乱用が拡大しています。

ウ 危険ドラッグの販売手法の巧妙化、潜在化

- 危険ドラッグのインターネット等を介した販売や合法大麻等を標榜した商品を販売する店舗が確認されています。

エ 麻薬等取扱施設に対する指導

- 麻薬や向精神薬等の不正流出、不正使用等の防止のため、麻薬、向精神薬等取扱施設に対する立入検査を行う必要があります。

(3) 対策

- 静岡県薬物乱用対策推進本部の下で策定した薬物乱用対策推進方針に基づき、関係機関と連携を図り、効果的な啓発活動を行います。
- 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、知事指定薬物の指定を迅速に行うなど、危険ドラッグの取締強化を図ります。

ア 青少年、一般県民への啓発

- 小学生・中学生・高校生を対象とした「薬学講座」や、大学生・専修学校生を対象とした「薬物乱用防止講習会」を実施し、大麻等の正しい知識の普及を図ります。
- 中学生・高校生や大学生等の青少年を対象に、デジタルサイネージやWeb動画広告等による啓発を実施し、大麻等の薬物乱用防止意識の高揚を図ります。
- 静岡県薬物乱用防止県民大会を開催し、広く一般県民に薬物乱用防止を訴えます。
- 国際麻薬乱用撲滅デー（毎年6月26日）を中心とした「ダメ。ゼッタイ。」普及運動」や麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10月～11月）に合わせて実施する街頭キャンペーン等により、薬物乱用防止意識の高揚を図ります。
- 薬物乱用防止指導員協議会を中心として、地域に根ざした薬物乱用防止活動を推進します。

イ 関係団体との連携

- 不動産業界団体や運輸業界団体と連携して、「店を貸さない」、「危険ドラッグを運ばない」との協定や業界団体からの不信情報を収集し、官民一体となって危険ドラッグの撲滅を図ります。
- 大手コンビニエンスストアと連携して、店頭での啓発活動を強化します。

ウ 通報、相談対応

- 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき設置した薬物乱用通報・相談窓口において、大麻・危険ドラッグ等に関する県民からの通報、相談に対応します。
- 薬物乱用の予防及び再乱用防止の観点から、様々な機関で実施している薬物相談窓口の積極的な周知と相談体制の充実強化を図るほか、医療保護対策の充実を図ります。

エ 立入指導

- 麻薬、向精神薬等取扱施設に対する立入検査や講習会等を開催し、保管管理、記録等の不備がないように徹底を図ります。
- 危険ドラッグに関するサイバーパトロールや疑わしい店舗の立入調査等を実施し、販売実態の把握や条例による知事指定監視店への適応を考慮した指導等を行います。
- 危険ドラッグの買上検査を実施し、違法薬物の流通を排除します。

第3節 食品の安全衛生の推進

【対策のポイント】

- 県民への安全で安心できる食品の提供のため、食品衛生管理体制の充実
- 食に対する県民の信頼度を高めるため、食品の安全性に関する正しい知識の理解普及を推進

【数値目標】

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数	4.4人 (2022年度)	10人以下 (毎年度)	前回アクションプラン平均値(15.1人)よりも引き下げることを目指す	しずおか食の安全推進のためのアクションプラン(2022-2025)

(1) 現状

(食の安全の確保)

- 食品を原因とする健康被害者数は食中毒患者で占められており、食中毒患者数は大規模食中毒の発生状況により変動しています。また、腸管出血性大腸菌O157やノロウイルス等による広域的な食中毒事件も発生しています。

(2) 課題

(食の安全の確保)

- 食中毒対策については調理段階における対策として、大規模施設への衛生管理の強化が必要です。
- 安心な食生活の確保のため、食品の安全・安心に係る情報発信を充実・強化して、消費者の信頼を確保するための施策を推進する必要があります。

(3) 対策

(食の安全の確保)

- 食品を原因とする健康被害の発生を防止するため、食品衛生に係る監視指導、抜取り検査、検査結果に基づく改善指導を実施します。
- 食品製造施設へのHACCP¹に沿った衛生管理の普及や技術的な助言・指導を行うことで、その精度の向上を図ります。
- 食に対する県民の信頼度を高めるため、県民に分かりやすい食の安全安心情報の提供、タウンミーティングの開催を通じて、食品の安全性に関する正しい知識の理解普及に取り組みます。
- 食品の適正表示を確保するため、食品表示の自主管理の推進と食品表示に係る監視指導や抜取り検査を実施します。

¹ HACCP: 安全な食品をつくるための高度な衛生管理手法のこと。食品の製造加工工程において発生する可能性のある危害をあらかじめ分析し(Hazard Analysis)、この結果を基に衛生管理をするとともに、その中で特に重点的に監視する必要がある重要管理点(Critical Control Point)を定め、その工程を連続的に管理することにより製品の安全性を確保する方法。

第4節 生活衛生対策の推進

1 生活衛生

【対策のポイント】

- 旅館業等の衛生水準の向上
- 営業施設における新型インフルエンザ等対策への対応

【数値目標】

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
レジオネラ症患者の集団発生(2名以上)の原因となった入浴施設数	0施設 (2022年度)	0施設 (毎年度)	入浴施設におけるレジオネラ症患者の集団発生ゼロを維持	・旅館業法施行条例衛生措置基準 ・公衆浴場法施行条例衛生措置基準
生活衛生関係営業施設の監視率	100% (2022年度)	100% (毎年度)	生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上	・生活衛生関係営業施設等の監視目標

(1) 現状

ア 生活衛生対策

○県民の生活に身近な旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所における衛生水準の維持向上と利用者の安全を図るため、関係法令に基づき営業の許可・確認及び施設の監視指導等を行っています。

イ 本県の状況

- 保健所による地域の実情に応じた監視指導等の計画的な実施により、違反施設の改善及び営業者の衛生管理意識の向上を図っています。
- 公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）による生活衛生同業組合※に対する支援・指導を通じて、生活衛生営業の経営の適正化、健全化を図っています。

図表 10-4-1 生活衛生営業施設数と監視指導数（2023年3月末現在）

施設数※1	保健所監視指導	センター指導※2
13,509	3,778	1,877

※1 旅館、興行場、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所

※2 指導センターへの委託による指導数

図表 10-4-2 生活衛生同業組合※の設立状況（2022年12月末現在）

業種数	12	組合員数	8,713
-----	----	------	-------

※生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき営業者が組織する組合

ウ 生活衛生関係営業を取り巻く状況

- レジオネラ属菌による健康被害の未然防止を目的として、旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の衛生措置基準に基づき、衛生管理の徹底を指導しています。患者の集団発生（2名以上）の原因となった入浴施設は、これまでに報告されていませんが、単発的には依然として健康被害の発生が続いています。
- 大規模な健康被害と社会的影響が懸念される感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく適切な対応が、営業施設において求められています。

(2) 課題

- レジオネラ症防止対策については、健康被害の発生が続いていることから、旅館等の入浴施設における衛生水準の確保に引き続き取り組む必要があります。
- 感染症対策については、感染症予防法（基本指針、予防計画）や特別措置法（行動計画）に基づく対応が円滑に進められるように、情報の迅速、確実な提供を行うほか、興行場の施設の使用制限等を要請する場合もあるため、事業者の理解と協力が必要です。

(3) 対策

- レジオネラ症防止対策については、旅館等の入浴施設への監視指導を着実に実施し、衛生管理の徹底を図っていくほか、環境衛生科学研究所と連携し、新たな消毒方法等についての検討を進めていきます。
- 感染症対策については、指導センターを通じた生活衛生同業組合の連絡体制を強化し、営業施設におけるまん延防止体制の整備を図ります。

2 水道

【対策のポイント】

- 安心・安全な水道水の安定供給
- 生活に不可欠な水道基盤の機能の向上

【数値目標】

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
水道法水質基準不適合件数	3件 (2021年度)	0件 (毎年度)	定期的な水質検査の実施及び施設の適切な維持管理・衛生対策の徹底	・静岡県水道施設等立入検査実施要領 ・水道施設等立入検査計画

(1) 現状

ア 県内の水道普及率及び施設数

- 水道は、県民の日常生活や産業活動に不可欠な基盤施設です。県内の普及率は2021年度末で99.0%となっており、全国平均の98.2%を上回っています。
- 上水道37事業に対して、簡易水道106事業、飲料水供給施設419施設と小規模な水道事業が多数あります。

イ 化学物質による水道原水の汚染

- 各種化学物質が産業・農業等において多量に使用されてきた等により、水道の原水である地下水や河川水から化学物質等が検出される事例がみられます。

(2) 課題

ア 水道事業の基盤強化、水道施設の老朽化等に伴う施設整備の必要性

- 水道施設の多くは昭和30年代半ばから整備されたため、すでに老朽化している施設も多く、更新等が必要となっています。
- 一方、人口減少による水道料金収入の減少、老朽化施設の更新費用の捻出、施設の適切な維持管理等への対応のため、各水道事業者の基盤を強化する必要があります。
- 予測される南海トラフ地震等の危機管理対策として、災害に強い水道施設の整備等が必要となっています。

イ 水道施設の適切な維持管理の必要性

- 安全で良質な水道水を供給するために、水道水源から給水栓に至るまでの総合的な水質管理が必要です。

(3) 対策

ア 水道事業の統合等を伴う施設整備の支援

- 水道の広域化、小規模水道等の統合などを図り、効率的な運営や経営の合理化に向け、水道事業者を指導・支援します。
- 水道施設の「長期修繕・改良計画」と投資と財源の均衡確保を主な内容とする「経営戦略」の

策定を通して、老朽化施設の更新を進め、地震等の災害に強い水道施設の整備、管理体制の充実が図られるよう、市町に対して指導を行います。

イ 水道事業者等に対する適正な維持管理、衛生対策に係る指導

- 水道水質基準不適合施設については、水道事業者に対し、原因究明及び再発防止対策を徹底させるとともに、水道等の認可協議等を通じて、水道施設の計画的な整備を促すなど、水道事業者に対する指導を行うことにより、安全で安定した水道水の供給を図ります。
- 水道事業者に対し、計画的な水道水質の管理、水質検査結果の公表を行うよう指導し、水道に対する信頼性を確保します。また、水道法の対象外施設である、ビル等の貯水槽水道、飲用井戸等に対しても適正な維持管理指導や衛生対策指導を行います。